

施設防災マニュアル

静岡支部

東海職業能力開発大学校附属

浜松職業能力開発短期大学校

令和4年4月1日制定

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
静岡支部
東海職業能力開発大学校附属
浜松職業能力開発短期大学校

〒432-8053
浜松市南区法枝町693
TEL:053-441-4444
FAX:053-441-9495

目 次

内容

1 目的	4
2 想定される自然災害	4
3 施設内における危険箇所	5
4 地震等(津波)発生時の対応フロー	6
5 津波発生時の対応	8
6 火災発生時の対応	9
7 避難場所への移動	10
8 台風などの水害に備える	11
9 災害時の自衛防災組織体制	12
10 災害対策本部の設置及び業務継続について	13
11 避難経路及び避難場所	14
12 周辺の避難場所・救護施設	15
13 夜間・休日等勤務時間外の職員の基本行動	16
14 緊急時連絡先の取扱い	17
15 緊急避難後の確認及び報告	18
16 関係機関連絡先及び情報収集など	20
17 備蓄品の一覧	21
18 緊急時持ち出し品	24
19 応急手当(出血、骨折、やけど、心肺蘇生)	24
参考1 防災自己チェックリスト	27
参考2 浜松市南区 避難行動計画	28
参考3 地震・火災に係る災害状況報告	30

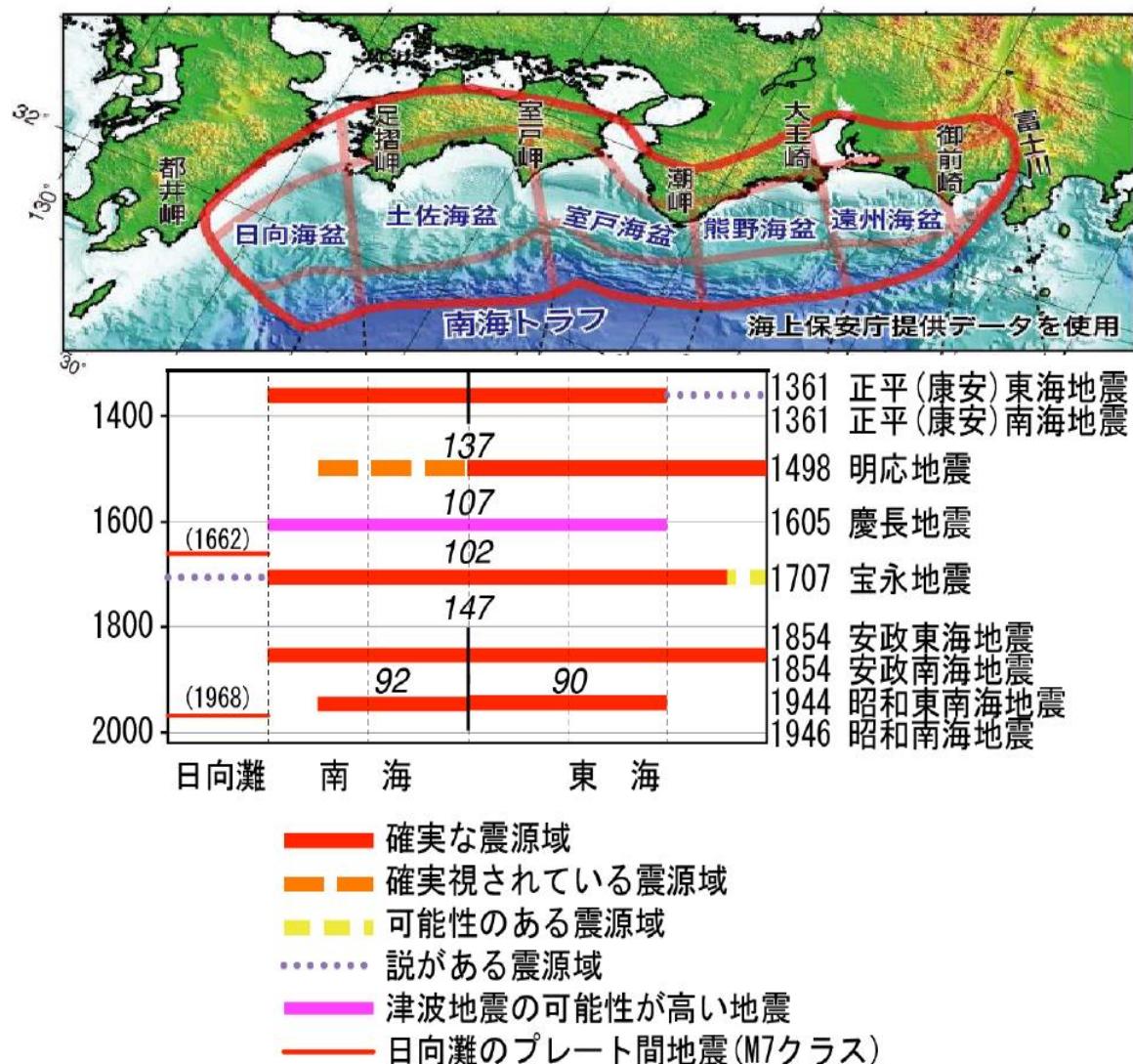
1 目的

本マニュアルは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 静岡支部 東海職業能力開発 大学校附属浜松職業能力開発短期大学校(以下、当校)において、地震、火災及び台風などの災害が発生した際、訓練受講者及び職員などの人命を守ることを一番の目的として、災害発生時に「誰が」「何を」「どのように対応するか」についての指針を示すものであること。

2 想定される自然災害

東海大地震発生の切迫性
<p>東海地震は、駿河湾から静岡県の内陸部を震源域とするマグニチュード8クラスの巨大地震で、その発生の切迫性が指摘されています。駿河湾内にある駿河トラフから四国沖にある南海トラフにかけてのプレート境界では、過去100年～150年おきに岩盤がくずれ、巨大地震が繰り返し起きています。</p> <p>前回の地震、東南海地震(1944年)、南海地震(1946年)の際には、南海トラフ沿いの岩盤だけがずれて、駿河トラフ沿いの岩盤はずれずに残っており、駿河トラフ周辺の部分の岩盤は 150 年以上もずれていないことになり、東海地震はいつ起こってもおかしくない切迫した状況にあります。</p>

引用:「国土交通省 気象庁HP(<https://www.jma.go.jp/>)」↑ ↓



防災に関する情報収集

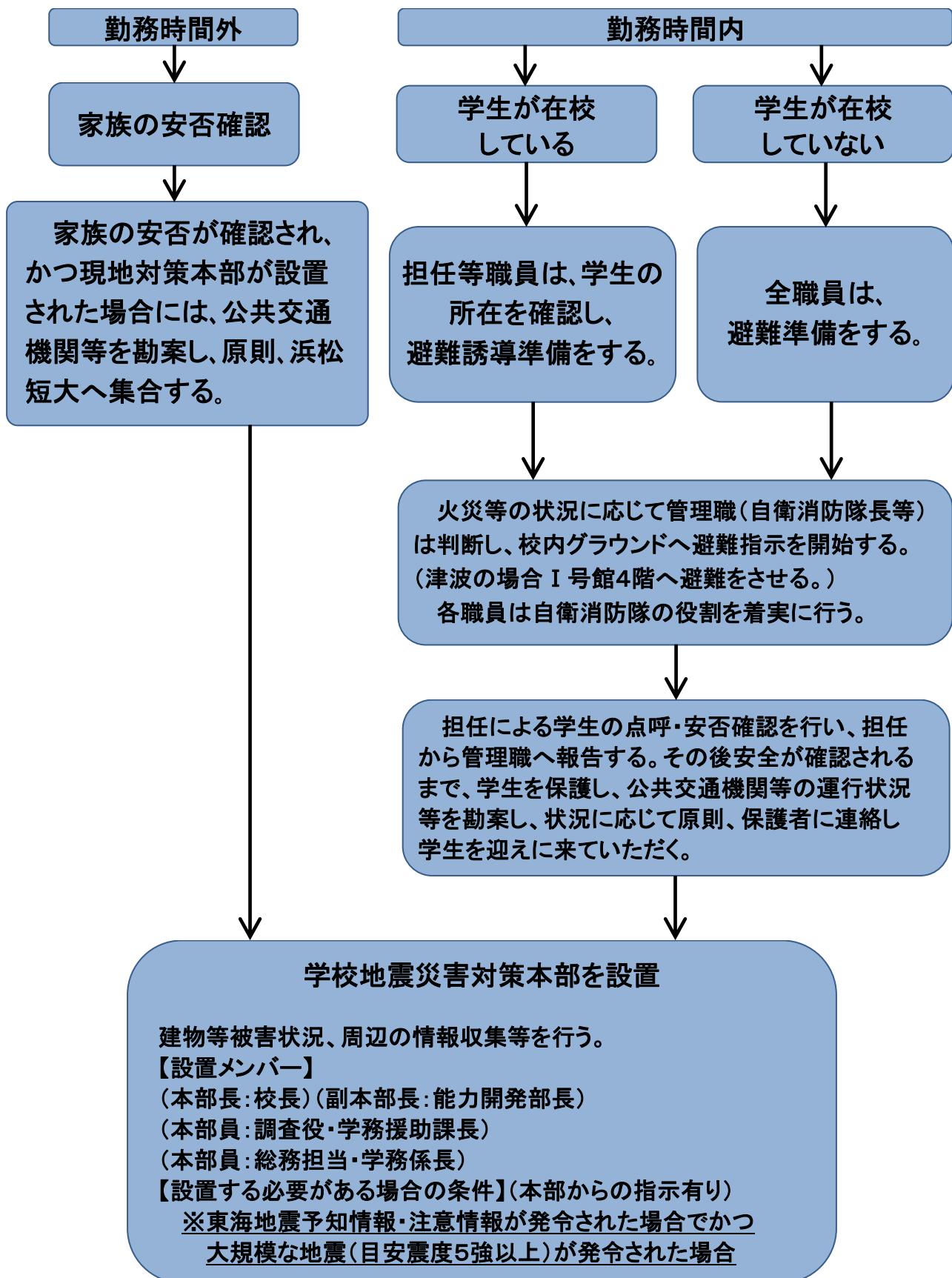
地震・洪水・土砂災害情報ホームページ	
地震調査研究 推進本部事務局	地震動予測地図ほか、地震に係る様々な情報 https://www.jishin.go.jp/
気象庁	全国の気象警報・注意報、地震情報、津波警報、東海沖地震情報など http://www.jma.go.jp/jma/index.html
国土交通省 川の防災情報	全国の主な河川の水防警報、洪水予報など http://www.river.go.jp/
静岡県 緊急・危機管理情報	静岡県の防災情報 http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/
浜松市気象情報	浜松市の気象警報・注意報など https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/bosai/bosai/index.html

3 施設内における危険箇所

危険箇所

地震の場合	
場所	学生寮にはボイラー室があり、C棟の西側には酸素ボンベ保管庫、北側にはアセチレン保管庫がある。
火災の場合	
場所	C棟の西側には危険物保管庫があり、灯油等が保管されている。
台風の場合	
場所	C, D棟間渡り廊下は低地になっており、浸水の恐れがある。 (2021年、C, D棟周辺に浸透枠を設置)

4 地震等(津波)発生時の対応フロー



地震発生時の対応

基本行動

一次避難時

- ・ヘルメットを着用する。転倒物、落下物のある場所から離れる。
- ・丈夫なテーブル、机の下に身を隠してしばらく様子を見る。
- ・あわてて外に飛び出ない。揺れが収まってから外の様子を確認して外に出る。
(ブロック塀、ガラスの飛散などに注意)
- ・出入口を開けて避難口を確保する。
- ・避難経路を確認(火災、転倒及び損壊など)する。
- ・「9 災害時の自衛防災組織体制」<P12>の要員は、任務に就く。
- ・火を見つけたら、「6 火災発生時の対応」<P9>に基づき、周囲に声を掛け合い協力して初期消火を行うとともに、自衛防災組織による消火活動を行う。
- ・ガスの元栓などを締める。
- ・ケガ人の確認をする。

※屋外避難場所への移動については、後述「7 避難場所への移動」<P10>を参照すること。

各場面における行動

訓練中

- ・訓練受講者全員に危険箇所から離れ、机の下に身を隠すよう促す(確認と声掛け)。
- ・機器の騒音などがある場合には、特に留意して確認と声掛けを行う。
- ・機器の電源(ブレーカ)などを落とす。
- ・火気(ガスボンベ)の元栓を締める。
- ・工具倉庫、資材保管庫などにいる場合は倉庫から避難する。
- ・揺れが収まった後、避難場所へ誘導する。

接客中

- ・地震の発生を伝え、机の下などに身を隠すよう促す。
- ・揺れが収まった後、相談・申請書などを一旦来客者に返還し、避難場所へ誘導する。

外出中

- ・建造物、ブロック塀及び電柱などの倒壊の恐れのある場所から離れる。
- ・ガソリンスタンド、ガスボンベなどの火災のおそれのある場所から離れる。
- ・広い場所などの安全な場所に避難後、担当課長などに連絡する。
- ・車を運転中の場合は、勝手な走行をせず、走行できない場合は左に寄せて停車する。
- ・車を離れる場合は、キーを付けた状態でドアロックもしない。

5 津波発生時の対応

基本行動

津波発生時

- ・津波警報等を待たずに、可能な限りより早く、より高い場所へ避難する。
- ・事前に避難場所・避難経路を定め、地図上に避難経路を明記し、誰もが確認できる場所に掲示しておく。
- ・実際に避難場所までの移動時間を把握し、避難指示を出す際の参考とする。
(参考)秒速1m(分速60m)を目安とし、2km離れた避難場所への移動に要する時間は、概ね30分程度と想定する。
- ・車などを使用して外部に避難することは避ける。(交通渋滞等で避難が遅れる恐れがあるため。)
- ・河川、水路及び水辺には近づかない。

各場面における行動

各種支援サービス実施中／訓練中

- ・利用者全員に慌てず、押しあわず、落ち着いて避難するよう声掛けの上、避難場所へ誘導する。
- ・地域障害者職業センターにおいては、個々の利用者の障害を踏まえつつ、利用者がパニックにならないよう避難場所へ誘導する。

接客中

- ・相談等を中断し、避難場所へ誘導する。

外出中

- ・車を運転中の場合は、道路の左側に停止させる(可能であれば道路外が望ましい)。
- ・車を離れる場合は、キーを付けた状態でドアロックもしない。

参考

2011.3.11 東日本大震災において〈職業訓練センター〉

- ・大地震発生から津波襲来の間に、帰宅を希望する訓練生がいた。
⇒情報収集及び報告などの手順、待機の判断など訓練受講者からの要望やハプニングへの対応に備えること。
- ・大津波警報が出されたため、現場の判断により丈夫な3つの棟の上階に避難した。
⇒津波発生時の避難場所(施設内・外)の周知及び掲示が必要であること。
⇒緊急時の避難場所として屋上を設定する場合で常時鍵をかけている場合には、すばやく鍵を開けられるよう鍵の置き場を把握しておくこと。

6 火災発生時の対応

基本行動

初期消火

- ・火災を発見した場合は、大声で周囲の人に知らせる。
- ・学務援助課(長)に連絡する。(119番通報を行い、消防車、救急車の出動を要請する)
- ・火災が大きくならないように初期消火に努める。(消火器、消火栓、水バケツなど)
- ・初期消火が不能の場合は、窓を締め、ハンカチなどで口を押さえて避難する。
- ・「9 災害時の自衛防災組織体制」<P12>の要員は、任務に就く。
- ・自衛防災組織による消火活動を行う。

※屋外避難場所への移動については後述「7 避難場所への移動」<P10>参照

各場面における行動

訓練中

- ・訓練受講者全員に慌てず、押しあわず、落ち着いて避難するよう声掛けの上、避難場所へ誘導する。

接客中

- ・相談等を中断し、書類を一旦来客者に返還し、避難場所へ誘導する。

●万一手が出たら 3つの原則

1 まず、大声で知らせる

- ・「火事だ！」と、大声を出して家族や近所に知らせ、「119番して！」とアピールすること。
- ・声が出ない場合は、非常ベルや音の出る物を叩いて知らせる。



2 落ち着いて初期消火をする

- ・小さな火のうちで消す—これを“初期消火”という。
- ・“小さな火”とは、壁やふすまなどの立ち上がり面から上方へ燃え広がって天井まで移つていない火事のこと。
- ・手分けして、消火器や水をかけて消火する。

3 早く避難する 煙に巻かれないように

- ・“小さな火”で消すことができなかつたら、すばやく避難する。
- ・煙の中を避難する時は、煙を吸い込まないようにする。そのためには、床面に顔をつけるようにして這って移動する。

消火器の使い方



相模原市ホームページ「防災ガイドブック」より引用

7 避難場所への移動

(職員、学生)

地震、火災時の避難場所→原則、グラウンド

津波警報発令時の避難場所→原則、I号館4階、III号館3階、学生寮3階

基本行動

避難時
<ul style="list-style-type: none">・「18 緊急時持ち出し品」<P24>及び貴重品等の持ち出し品について確認する。・「9 災害時の自衛防災組織体制」<P12>の隊長・副隊長等の指示により、避難誘導係の誘導のもと、速やかに決められた避難場所へ避難する。・火災又は地震の場合は、避難指示に従い、冷静に行動し、屋外(グラウンド)に避難する。・洪水又は津波警報の場合は、避難指示に従い、冷静に行動し、高所(I号館4階 及び III号館3階)に避難する。・あわてて出入口や階段に殺到せず、冷静に行動する。・身軽に行動できるよう荷物は必要最小限にとどめ、背負うなどして両手は空ける。
避難後
<ul style="list-style-type: none">・安否確認(人数確認)を行い校長へ報告する。(P12災害時の自衛体制に基づき報告)・インターネット、テレビ、ラジオ及び防災機関からの情報で行動し、SNSなどのデマに惑わされないよう注意する。(不正確な情報を投稿、拡散して、不安をあおらない)・自宅などに安否確認の連絡をする。・上司から「帰宅可」の指示が出され、帰宅可能な場合は帰宅する。帰宅後、家族・住居の状況、出勤の可否及び避難先等を上司に報告する。

各場面における行動

訓練中
<ul style="list-style-type: none">・避難後の安否確認(人数確認)に使用する名簿を忘れない。・落ち着いて、訓練受講者全員を避難誘導(確認と声掛け)する。・在職者訓練受講者など、施設内の建物に不慣れな方の誘導には配慮(確認と声掛け)する。
外出中
<ul style="list-style-type: none">・土地勘が無く、避難場所が不明の場合は、周りの人人に聞いて避難する。
地域が指定する避難場所の場合(※)
<ul style="list-style-type: none">・近隣住民等が避難して来た場合は、速やかに避難場所へ誘導する。

(※)浜松市が指定する津波避難ビル

当校の「I号館3階及び4階、III号館3階」については、平成27年8月に当校周辺の地域の皆さまが津波の際に避難するビル(避難場所)として浜松市より指定されました。

津波発生時に、地域住民の方が避難して来た際には、職員及び学生は速やかに、上記に記載しているとおり、「I号館3階及び4階、III号館3階」に避難誘導を行う。

○非常時のサイレン吹鳴パターン

- ・津波注意報 → 10秒吹鳴・2秒休止 → 9回繰返し
- ・津波警報 → 5秒吹鳴・6秒休止 → 9回繰返し
- ・大津波警報 → 3秒吹鳴・2秒休止 → 9回繰返し

※津波警報、大津波警報発令時は、車両広報はありません。

8 台風などの水害に備える

日頃の備え

事前対策

- ・洪水や台風による被害は、地震等の突発的な災害とは異なり、気象情報の確認や、施設の立地状況等からある程度予測が可能であることから、ハザードマップなどを確認し、危険地域に指定されている場合は、事前に避難場所・避難経路を定め、地図上に避難経路を明記し、誰もが確認できる場所に掲示しておく。
- ・水害に対する避難訓練を将来的に実施する。
- ・低地・くぼ地で浸水が心配される場所には土のう用の袋などを用意する。
- ・暴風により飛ばされそうな物がないかを確認する。(ごみ箱、喫煙所の灰皿など)
- ・側溝に木の葉などがつまっていないかを確認する。

基本行動

洪水警報発令時

- ・気象情報等の情報収集に努め、状況に応じて、早めに自宅に帰宅させるか、庁舎内で待機させるか判断し、職員及び利用者に伝達する。
- ・河川、水路及び水辺には近づかない。
- ・避難勧告等を踏まえ、(場合によっては避難勧告を待たずに)避難する。

各場面における行動

訓練中

- ・利用者全員に慌てず、押しあわず、落ち着いて避難するよう声掛けの上、避難場所へ誘導する。

接客中

- ・相談等を中断し、書類を一旦来客者に返還し、避難場所へ誘導する。

外出中

- ・車を運転中の場合は、道路の左側に停止させる(可能であれば道路外が望ましい)。
- ・車を離れる場合は、キーを付けた状態でドアロックもしない。

9 災害時の自衛防災組織体制

隊長	校 長	状況の全体掌握・全般の指導
副隊長	能力開発部長 総務担当調査役	隊長の補佐
通報連絡班	学務(班長) 総務 学務 生産 電エネ 電エネ 電情	1 情報の収集と伝達 2 消防機関等関係機関との連絡 3 地震防災隊各班との連絡調整 4 災害状況の記録及び報告
消火班	学務(班長) 総務 総務 援助 生産 電気 電情	1 消防用設備等の点検整備 2 消火器等による消火活動
避難誘導班	学務援助課長(班長) 総務 援助 生産 生産 電エネ 電情	1 非常口の開放及び開放性の確認 2 避難設備器具の設定 3 避難障害物の排除 4 学生の避難誘導
安全防護班	総務(班長) 生産 電情	1 火気等の遮断の確認 2 非常用電源の点検 3 危険物点検整備 4 ボンベ及び燃料タンクの固定 5 緊急持出品の搬出
救護班	援助(班長) 総務 学務 援助 電エネ 電情	1 転倒、落下物等の点検確認 2 部外者の立入整理 3 負傷者の応急処置 4 医薬品の補給

10 災害対策本部の設置及び業務継続について

災害が発生した場合には、利用者及び職員の安全の確保を大前提とした上で、可能な限り業務継続を図ることにより、利用者等への影響を最小化し、当機構のミッションである雇用のセーフティネットとしての責務を果たすこと。

災害対策本部の設置(P6参照)
・災害の程度により、機構の災害対策本部の本部長(理事長)の指示により、施設に現地対策本部が設置される。その場合、施設長を現地本部長とした現地対策本部は、原則として対策本部の指示を受け必要な措置を行うこと。
(「災害対策本部の設置について(平成27年3月27日付け26高障求理発第337号)」参照)
災害発生後の業務継続について
・災害発生後の業務については、利用者及び職員の安全の確保を大前提とした上で、施設の被災状況等を踏まえつつ、できる限り継続するとともに、やむを得ず中断した業務についても、速やかに再開する。 特に、職業リハビリテーション業務及び職業訓練業務については、労働局等の行う職業紹介業務と十二分な連携を図って対応する必要があることから、労働局等と調整の上、業務継続を行う。 ・災害発生に伴う各種業務に係る取扱いが本部より示された場合には、当該取扱いに基づき、業務を実施する。 ・災害発生後に業務を遂行するために必要な職員(参考要員)は、以下のとおりとする。
当校→校長、能力開発部長、調査役、学務援助課長、専門役(総務担当)及び各課・科において施設から概ね10km圏内に居住する職員のうち指定された者。 なお、上記の指定された者のうち参考できない場合は、同科の代理の方を指定する。

11 避難経路及び避難場所

地震発生 → 机の下などに身をかくす
→ ドアを開けて出入り口を確保
火災発生 → 一次消火につとめる

} 指示に従い、グラウンドへ避難

洪水・津波発生 → 指示に従い、I号館4階及びIII号館3階へ避難



※施設内の緊急連絡先: 内線202番 総務担当

備蓄品保管場所: I号館4階倉庫、III号館3階測定保管室

12 周辺の避難場所・救護施設

避難場所(南区)

種類	施設名称	住所・電話番号・距離・時間
避難所 (一次避難地)	新津小学校	浜松市南区新橋町777 TEL 053-447-0044 北西へ約2km 徒歩約25分
救護病院	浜松南病院	浜松市南区白羽町26 TEL 053-443-2111 北東へ約3km 徒歩約38分
	すずかけ セントラル病院	浜松市南区田尻町120-1 TEL 053-443-0111 北東へ約1km 徒歩約12分

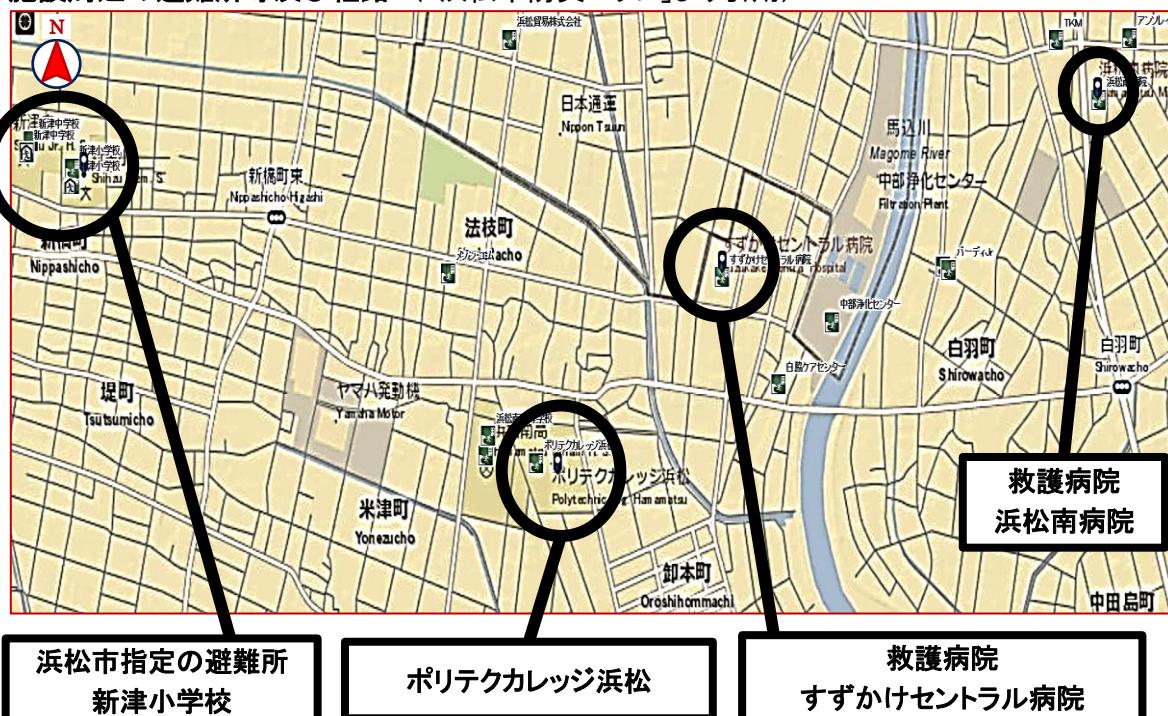
※「緊急避難場所」及び「津波避難ビル」

災害対策基本法の一部改正により、上記「避難所」と新たに「緊急避難場所」に区分されました。「避難所」は自宅が倒壊・滅失等した方が一時的に生活する場所で、「緊急避難場所」はとっさに逃げる先となります。また、浜松市は津波を想定し、津波時にとっさに逃げる先として「津波避難ビル」も指定しています。(当校も平成27年8月に津波避難ビルに指定されました。)

なお、当校が所在する南区等の「避難所」及び「経路」は以下のとおり。

(資料と併せて「浜松市HP」を引用)

施設周辺の避難所等及び経路（「浜松市防災マップ」より引用）



※ 災害時、新津(しんづ)地区自治会連合会へ「避難所」として、まず「体育館、グラウンド、テニスコート、F棟」を貸し出します。また、訓練が実施不可能な大災害時には、「I号館3・4階、II号館2・3階」の各教室を貸し出します。他、浜松市等から要請があれば、協力をします。

(新津(しんづ)地区自治会連合会とは、法枝町、小沢渡町西、小沢渡町、新橋町西、新橋町東、倉松町、堤町、米津町、田尻町、卸本町の各自治会の連合会です)

13 夜間・休日等勤務時間外の職員の基本行動

時間外(夜間・休日)の対応

基本行動

職員

- ・家族の安否の確認を行う。
- ・周辺の安全確認を行う。
- ・緊急連絡網サービス、職員の緊急連絡網により、各職員への安否等確認を行う。
- ・大規模な災害が発生した場合、家族の安否が確認され、かつ現地対策本部が設置された場合には、当校に職員は参集する。但し、交通途絶等あるいは安全等を考慮し、当校に参集できない場合には無理に参集する必要はない。その職員はそれぞれ住まいの地域での避難行動をとる。
- ・参集できた職員は、施設長の指示のもと参集できた職員で協力して、施設の被害状況を確認する。
- ・被害状況を確認するとともに、学生の安否をメール等で確認する。安否が確認できた状況を取りまとめる。

学生

- ・家族の安否の確認を行う。状況に応じて(大規模な災害が発生した場合)、学校からの安否確認の連絡を待つ。あるいは学校に安否を連絡する。
- ・それぞれ住まいの地域での避難行動をとる。

★学生への連絡方法

- ・管理職が緊急連絡網サービスを利用し安否の確認を行う。必要に応じて、可能であれば当校HP及びスマホ版に当校への緊急連絡先、対応等を載せて周知する。

登下校の対応

基本行動

職員及び学生

- ・登下校中に発生した場合は、状況に応じて(大規模な災害が発生した場合)、まずは命を守る行動(それぞれの地域の一時、広域避難場所等へ避難:事前に各自で確認しておく)を各自でとる。

安全を確保できた場合には、学校へ安否等についてメール等で連絡をする。但し、当校の近くまで来ていた場合は、可能な限り当校まで参集する。

14 緊急時連絡先の取扱い

使用方法

職員緊急時連絡網・安否確認システム

- ・職員緊急連絡網及び緊急連絡網サービスは、外出時及び就業時間外等において、災害・事件・事故等が発生した場合に限り使用すること。
- ・職員は、原則として直属の上司に自分の状況を連絡し、指示を受けること。
- ・震度5強以上の地震又は気象庁が発表する特別警報(①大雨、②暴風、③高潮、④波浪、⑤暴風雪、⑥大雪、⑦津波、⑧火山噴火)発生時は、「安否確認システム」を使用して安否報告すること。また、各管理職は、職員の安否状況を確認するとともに、追加指示メール(自宅待機、施設への参集要請等)を送る等、迅速な対応をすること。
- ・通勤途中に災害が発生した場合は、家族・住居の安全の確認を優先することとし、その後、状況等を上司に報告すること。
- ・職員緊急連絡網を使用し上司からの指示等を伝達する場合に、連絡相手が不在の際は、次の者に連絡し、必ず不在の者に対しても連絡すること。
- ・能力開発部長、学務援助課長が職員の連絡状況等について取りまとめること。
- ・職員緊急連絡網は、全職員に配付し、非常時に必ず連絡が取れる体制を取ること。
- ・連絡先については、適正に管理すること。

訓練受講者緊急連絡先

- ・緊急連絡網サービス又は各科の担任指導員から訓練受講者に連絡し、取りまとめたうえで、学務援助課長へ報告すること。
- ・訓練受講者への緊急連絡先については、オリエンテーション時に災害時の緊急連絡に限り使用する旨を説明し、取得した個人情報(携帯電話番号、メールアドレス等)については、アクセス制限等を講じ適正に管理すること。

参考(他施設において)

2011.3.11 東日本大震災において

- ・業務で外出中に津波の被害にあったが、連絡網を常備していたため、落ち着いて対応できた。
- ・個人情報保護の観点から、緊急時連絡網の一部の職員の情報しか知らなかつたため、安否確認に手間取った。
- ・避難中、携帯電話は通話及びメール共に繋がり難い状況であったが、インターネットのツイッターやSNSサービスは比較的繋がったので、安否確認などに活用できた。
⇒避難訓練などの一部として、災害用伝言版やツイッターなどの使用方法を確認しましょう。
- ・収集した情報は、会議室の壁にまとめて張り出すなどして、情報の共有と一元化を図った。

15 緊急避難後の確認及び報告

確認事項及び報告

項目	方法	責任者
職員の安否確認	緊急連絡網サービス又は職員緊急連絡網による電話、メール等により確認	調査役(総務担当)
訓練受講者の安否確認	緊急連絡網サービス又は各科指導員による電話、メール等により確認後、学務援助課長へ報告(HP、スマホ等も活用)	学務援助課長
建物・設備の被害状況の把握	実習場及び教室等については管理している科、共用部分については総務課及び自衛防災組織の通報連絡班、消火班において確認	調査役(総務担当)
訓練用機器の被害状況の把握	管理している科で確認の後、学務援助課長に連絡	学務援助課長
ライフラインの被害状況の把握	総務課及び自衛防災組織の通報連絡班において確認	調査役(総務担当)
本部への報告	本部総務部総務課及び担当課に、確認した施設の状況を報告 (別紙「参考3」を参照)	調査役(総務担当)

災害用伝言サービス

NTT西日本が提供する災害用伝言サービスには、電話を利用する声の伝言板「災害用伝言ダイヤル171(電話サービス)」とインターネットを活用する「災害用伝言板web171」があります。



※「NTT 西日本 ホームページ」より引用

・「災害伝言ダイヤル 171」

被災地域内と他の地域を結ぶ声の伝言板。 「災害用伝言ダイヤル171」

利用ガイダンスにしたがってご利用ください。

伝言の録音方法	伝言の再生方法
<p>1 171にダイヤルする ▼ガイダンスが流れます</p>	<p>1 171にダイヤルする ▼ガイダンスが流れます</p>
<p>2 録音する場合は ① 暗証番号を利用する ① 録音は「3」 ▼ガイダンスが流れます</p>	<p>2 再生する場合は ② 暗証番号を利用する ② 再生は「4」 ▼ガイダンスが流れます</p>
<p>3 (□□□□□) □□□□-□□□ 被災地の電話番号*、携帯電話・PHS・IP電話 の電話番号をダイヤルしてください。 * 市外局番からダイヤルしてください。</p>	<p>3 (□□□□□) □□□□-□□□ 被災地の電話番号*、携帯電話・PHS・IP電話 の電話番号をダイヤルしてください。 * 市外局番からダイヤルしてください。</p>

※「NTT 西日本 ホームページ」より引用

・「災害用伝言板 web171」

家族等の安全がインターネット上で確認できる。 「災害用伝言板web171」

画面の指示によりご利用ください。

登録方法	閲覧方法
<p>1 https://www.web171.jp にアクセス</p> <p>2 電話番号を入力 (□□□□□) □□□□-□□□□ 被災地の電話番号*、携帯電話・PHS・IP電話 の電話番号を入力してください。 * 市外局番から入力してください。</p> <p>3 画面の指示に従って、 文字による伝言を登録してください</p>	<p>1 https://www.web171.jp にアクセス</p> <p>2 電話番号を入力 (□□□□□) □□□□-□□□□ 被災地の電話番号*、携帯電話・PHS・IP電話 の電話番号を入力してください。 * 市外局番から入力してください。</p> <p>3 画面の指示に従って、 文字による伝言の追加登録をしてください</p>

※「NTT 西日本 ホームページ」より引用

16 関係機関連絡先及び情報収集など

近隣の病院リスト

専門	病院名	診療時刻	電話番号	住所
総合病院外科・ 内科・整形外科など	すずかけ セントラル病院	8:30~11:30 13:00~16:30	053-443-0111	南区田尻町120-1
	浜松南病院	8:30~11:30 13:30~17:00	053-443-2111	南区白羽町26
内科	丸山クリニック	9:00~12:00 14:00~17:00	053-443-2266	南区法枝町222-1

役所など連絡先

名称	電話番号	E-mail・ホームページアドレス・住所
浜松市役所 危機管理課	053-457-2537	net@city.hamamatsu.shizuoka.jp 浜松市中区元城町103-2
浜松市南消防署	053-442-0119	net@city.hamamatsu.shizuoka.jp 浜松市中区森田町98
浜松東警察署	053-460-0110	https://www.pref.shizuoka.jp/police/keisatusho/hamahigasi/index.html 浜松市中区相生町14-10
機構本部	総務部 043-213-6000 企画部 043-213-6545	kikou-saigai@docomo.ne.jp 千葉市美浜区若葉3-1-2 高度職業能力開発促進センター 総務部FAX 043-213-6808 企画部FAX 043-213-6559

ラジオ局など

ラジオ局名	周波数・URL
NHK第一放送局	576KHz
SBSラジオ	1404KHz
NHKネットラジオ	https://www.nhk.or.jp/radio/
FM K-MIX	78. 4MHz

参考(他施設において)

2011. 3. 11 東日本大震災において
<ul style="list-style-type: none"> ・避難中、警察署、消防署、テレビ局などに連絡を試み、どうにか繋がったラジオ局に 200 人避難中という状況をメール送信できたため、避難状況が報道された。 ・震災発生日、電気・通信設備が使用できない状況において、市役所に行き避難所登録したところ、食料が届けられた。 ・電話などが繋がり難い状況で、震災発生3日後に市役所に設置された非常用電話により本部に状況報告ができた。

17 備蓄品の一覧

保管場所: I号館4階倉庫、III号館3階工具室(一部)

品目	仕様	在庫数	単位	備考
飲料水	500ml 24本／箱	66	箱	2024年8月30日 200名×3ℓ×3日
乾パン	475g	180	缶	
ご飯	マジックライス わかめご飯 100g入り	150	袋	2024年10月
おかゆ	アルファ米 梅かゆ 42g	150	袋	2024年9月
食料	クランチバー	50	袋	2026年4月
手回し式 携帯用ラジオ	ICF-B09 単3電池使用 受診周波数: FM=76~108MHz AM=530~1710Khz	4	台	(携帯充電器付き)
懐中電灯	HGH1411F-ABX 明るさ: 78 lumen 使用電池: 単1乾電池	4	台	
拡声器	ER-1106W ホイッスル音付き	4	台	
ゴミ袋	20ℓ(10枚入り)	80	パック	
軍手		48	組	
救助用工具セット		3	式	
発電機		2	台	
ガソリン		40	本	油脂庫で保管
エンジンオイル		2	本	
ガスボンベ		19	本	
乾電池	単1	20	本	
災害用電池	単3	48	本	20年
笛		3	個	
ヘルメット			個	
ロープ	50m	1	本	固定資産

品目	仕様	在庫数	単位	備考
文房具		2	式	メモ帳・はさみ・カッタ ー
麻紐	200m	2	巻	
布テープ	50mm × 25m	2	個	
毛布	SPEⅢ 30HB 1.3kg	20	枚	
非常用保温 アルミシート		100	枚	
保温シート		23	個	
長袖ジャンパー(ナ イロン)		220	着	
ベスト (ナイロン)		40	着	
使い捨てカイロ	30 個／箱	93	箱	2022 年 4 月
脱脂綿	50g	3	袋	
綿棒	100 本入り	2	パック	
ホワイトテープ	25mm × 9m	2	個	
三角巾		2	枚	
包帯	幅 5cm × 5m M サイズ	6	個	
包帯止め		21	個	
滅菌ガーゼ	10 枚入 M サイズ	2	箱	
瞬間冷却材	5 袋入り	2	箱	2022 年 5 月
オロナイン	11g	1	本	
キンカン 55ml		1	本	
ヨードチンキ 50ml		1	本	
アルボナース 900ml		1	本	
つめ切り		4	本	

品目	仕様	在庫数	単位	備考
とげ抜き		1	本	
体温計		2	本	
ハサミ		4	本	
ピンセット		7	本	
消毒スプレー		2	本	2022年5月
消毒液		2	本	2023年3月
絆創膏		7	箱	2022年4月
マスク	50枚／箱	2	箱	
ブルーシート	#3000(厚手) BS-5472(M) 幅 5.4m × 長 7.2m	8	枚	
カセットコンロ	TS35-4	2	台	
カセットボンベ	3本入り／パック	2	パック	
雨具 (カッパ)	756-176 L サイズ	20	着	
バケツ	15ℓ	4	個	
折りたたみ ポリタンク	WC-10 同等品 10ℓ	20	個	
ポリ袋	45ℓ	282	枚	
タオル	N108J-BL-5P 25枚／セット	2	セット	
ティッシュ	ネピアティッシュ 5箱 × 12パック	2	梱	
紙コップ	80個／パック	2	パック	
紙皿		2,000	枚	

18 緊急時持ち出し品

持ち出し品	
・マスターキー(金庫内:総務担当対応)	・医薬品箱(消毒薬、ガーゼなど)(各科)
・携帯用ラジオ(総務担当)	・懐中電灯(総務担当他)
・安否確認(人数確認)用名簿(総務担当)	・公用携帯電話・充電器(総務担当)
・職員緊急連絡網(各人)	・予備乾電池(総務担当)
・施設防災マニュアル(各人)	
・無線機(総務担当)	

19 応急手当(出血、骨折、やけど、心肺蘇生)

怪我に対する注意事項
<ul style="list-style-type: none">・対応の遅れが悪化に繋がることもあるため、速やかにかつ慎重に対応すること。・小さな怪我や火傷でも適切に手当をすること。・目に異物が入った時は、絶対に目をこすらないで洗顔すること。・打撲やねんざは、傷が無くても内出血や骨折などの心配があることから、医師の手当を受けること。・訓練受講者などが怪我をした場合は、通院や治療について適切に対応すること。
大怪我などに対する注意事項
<ul style="list-style-type: none">・ショックで倒れる恐れがあるため、ゆっくりと寝かせ、頭を少し上げ、嘔吐がある場合は顔を横にすること。・出血、火傷、外傷のない痛みがないか調べること。・無理に動かさず、出来るだけ保温することに努めること。・意識が無い場合は、水などを飲ませないよう注意すること。・自分の怪我などを見ないようにさせ、元気づける声掛けをすること。

※要救護者の吐物は、対応する者へ感染症を引き起こすおそれがあります。ビニール手袋、清潔なごみ袋等を手に巻く等、感染症予防に努めることが重要です。



※「総務省消防庁 わたしの防災サバイバル手帳」より引用

2. やけど

+ 応急手当

- 水道水などのきれいな流水で患部を十分に冷やす。
- 水ぶくれは破らないようにする。
- 消毒ガーゼかきれいな布を当て、包帯をする。



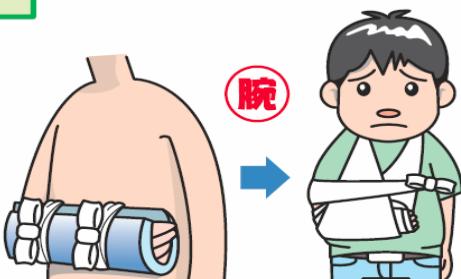
注意!

*キズ、やけどの場合、やたらに医薬品を使うのはやめよう。
*キズ口に直接、わたやチリ紙を当てないようにしよう。
*キズややけどがひどい場合は、病院でみてもらおう。

3. 骨折

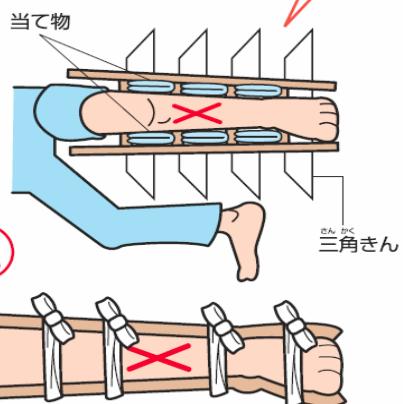
+ 応急手当

- 出血している場合は、その手当てをする。
- 副子を当て、痛くない位置で固定する。副子は骨折部分の上下の関節より長くする。
- 骨がつき出しているときは、その上に清潔なガーゼか布を当て、シーツなどでくるむ。



- 骨折しているところに副子を当て、その上下を固定する。
- 三角きんでつたあと、さらに胸部に固定する。

固定のしがた



- 骨折しているところの両側から、副子を当てる。
- 関節が動かないよう、1~4の順番に固定する。

★副子とは？

棒や板、かさ、ステッキ、段ボール、新聞紙・雑誌（かたく折り曲げる）、毛布などで、骨折部分を動かないように固定できるもの。



注意!

*骨折したところはしっかり固定して動かさないようにする。

*骨がとび出している場合でも、元に戻さない。また、キズ口は洗わないこと。

*固定が強すぎると血の流れが悪くなり、危険な場合もあるので注意する。

その観察のためにも、指先や足先が見えるようにしておく。

※「総務省消防庁 わたしの防災サバイバル手帳」より引用

心肺蘇生法について

心肺蘇生法の手順

1 意識の確認

- 「もしもし！大丈夫ですか？」

2 助けを呼ぶ

- 「誰か来てください！」
 - 「あなた119番通報してください！」
 - 「あなたAED持ってきて来てください！」
- ※AEDは乳児には使用できません。

3 気道の確保

- 手を額に当て、もう一方の手の人差し指と中指の2本を顎先に当て、これを持ち上げ、気道を確保する。
- 口腔内に異物や吐物が見えれば除去する。



4 呼吸の確認

- 10秒以内、目で胸の上下動を、耳と頬で呼吸の音を確認する。

5 人工呼吸の開始

- 気道を確保したまま、額に当てた親指と人差し指で鼻をつまむ。
- 乳児には、鼻をつまないで口と鼻をいつしょに覆う。
- 大きく口を開け、傷病者の口を覆い、息を静かに1回吹き込む（1秒）。
- 吹き込んだあと、顔を胸部側に向かって、胸の動きと呼気を確認してから、さらに1回吹き込む（1秒）。



6 胸骨圧迫(心臓マッサージ)の実施

- 胸骨圧迫位置の目安は胸の真ん中、または乳頭と乳頭を結ぶ（想像上の）線の胸骨上である。
 - 圧迫部位に手をおき、もう一方の手を重ねる。
- ※小児には片手で、乳児は指先で圧迫する。
- 垂直に圧迫する（肘は曲げない）。
 - 1分間に100回の速さで30回行う。



◎心肺蘇生法をおぼえましょう◎

- 30回の胸骨圧迫と2回（省略可能）の人工呼吸を繰り返す。
- 実施者が他にいる場合は胸骨圧迫（30回）と人工呼吸（2回）を5サイクル（約2分）実施したら交代して実施してください。



◎AEDが到着したら

※AEDを使用する際は、「意識がない」「呼吸がない」事を確認してください。

※AEDは、電源を入れると音声メッセージと点滅するランプで実施すべきことを指示してくれますので、落ち着いて音声メッセージに従ってください。

1 AEDの電源を入れる

- ふたを開け、電源ボタンを押す。



2 音声メッセージが流れるので、指示に従う

- 「パッドを患者の胸に装着してください」→患者の胸に電極パッドを貼り付ける。



★小児用パッドの中には、胸と背中に貼るタイプのものもあります。

- 「ランプが点滅しているところにコネクターを接続してください」→本体にコネクターを差し込む。

- 「心電図を解析中です。患者に触れないでください」

- 「患者から離れてください」

- 「ショックボタンを押してください」



※小児にも、成人と同じくAEDを使用できます（乳児には使用できません）。手順も成人に対する場合と同じです。

※ただし、AEDに小児用パッドが備わっている場合は、それを用います。もし、小児用パッドが備わっていない場合は、成人用パッドを代用して用います。

※パッドを貼る位置は、パッドに表示されている絵に従います。

3 除細動ボタンを押す

- AEDがショックを必要とした場合は、音声メッセージに従って心肺蘇生を行ってください。

■AED使用上の注意

※AEDは「意識なし」「呼吸なし」の患者に使用できる。

※AEDは1歳以上の傷病者に使用できますが1歳から8歳の場合は、できるだけ小児用パッドを用いてください。

※乳児には使用できません。

AED(自動体外式除細動器)について

それまで元気だった人が突然倒れるような場合に、そのときの心臓のリズムは心室細動と呼ばれる不整脈が多く、この心室細動を取り除くためには【除細動】（細動を除く）が必要です。

※心室細動：心臓の筋肉がブルブルと震え全身に血液を送り出すポンプの役割を果たせない状態。

相模原市ホームページ「防災ガイドブック」より引用

参考1 防災自己チェックリスト

- 災害発生時に取るべき行動を把握していますか
- 受講者・来所者に対して伝えるべき内容を把握していますか
- 避難場所を把握していますか
- 自分の役割を把握していますか
- 安否確認を誰に報告するか把握していますか
- 連絡手段を確保していますか(携帯電源のバックアップなど)
- 身を守るための品を持っていますか(ハンカチ、飲料・菓子、上着等)

南区の市指定避難所



市指定避難所一覧

① 自宅で生活できない場合などに向かいます

下表の避難所は、自宅で生活できない場合や自宅にいる危険な場合に向かう施設です。
・災害の状況によって開設しますので、市からの情報を確認した上で避難しましょう。
・その他、自治会などで身近な避難先を決めている地域もあります。

開設の情報入手は保存版E17へ

●津波避難ビルは、別で指定していますので「防災マップ」で確認しましょう。

所在地区	避 難 所	電話番号 (平日昼間)	地 災	水 災	備 考
白脇	白脇小学校	053-441-0693	◎	○	緊 緊2階以上に避難
	砂丘小学校	053-441-3375	◎	○	緊 緊3階以上に避難
新津	新津小学校	053-447-0044	◎	○	緊 緊2階以上に避難
	新津中学校	053-447-0129	○	○	緊 緊2階以上に避難
五島	南の星小学校	053-425-6900	◎	○	緊 緊2階以上に避難
	河輪小学校	053-425-0036	◎	○	緊 緊3階以上に避難
河輪	東鶴小学校	053-425-1862	○	○	緊 緊2階以上に避難
	芳川小学校	053-461-0020	○	○	緊 緊2階以上に避難
芳川	南鶴中学校	053-461-2494	◎	○	緊 緊3階以上に避難
	芳川北小学校	053-463-7231	○	○	緊 緊3階以上に避難
飯田	飯田小学校	053-461-3740	○	○	緊 緊2階以上に避難
	東部中学校	053-461-0231	○	○	緊 緊2階以上に避難
可美	可美小学校	053-447-0043	◎	○	緊 緊2階以上に避難
	可美中学校	053-447-0127	○	○	緊 緊2階以上に避難

【凡例】◎：応急救護所、が併設される避難所

緊：洪水時緊急避難施設

2) 洪水時緊急避難施設 天童川が氾濫した時に排水く浸水するための避難所として開設されないが、避げ難れた人が緊急的に避難することはできる。その際は2階以上に避難する
2) 応急救護所、避難所後、地域の医師などが駆けつけ開設される施設。地域でけが人が発生した場合、隣の人に外(避難者は自分たちで応急手当)は、まだ応急救護所へ搬送し、負傷者をトリアージ(選別)した上、非常時の医療を行う(22ページ参照)

平成25年6月27日に「静岡県第4次地震被害想定」が公表されました

災害から生き抜くために

南区版避難行動計画（平成25年11月情報更新版）

想定は新しい情報により修正される場合がありますので、今後も最新情報に注意してください

浜松市では、区ごとの災害特性や避難のポイントをまとめた啓発冊子を市民委員の皆さんと一緒に策定し、平成25年4月に「区版避難行動計画（保存版）」として、全世界に配布いたしました。今回は、静岡県から第4次地震被害想定が公表されたことなどを受け、南区版避難行動計画（保存版）のうち、下記のページに関する最新情報をお届けいたします。この機会に、家族防災会議を開いて、お住まいの地域に想定されている被害と必要な対策について話し合ってください。

【地震・津波】
保存版8ページ閲覧
住んでいる場所の危険性を知る
①静岡県第4次地震被害想定による堆積震度及び推定液状化危険度（最大）
②静岡県第4次地震被害想定による津波の浸水想定（最大）

【園水害】
保存版12ページ閲覧
住んでいる場所の危険性を知る
②天竜川の氾濫による浸水想定
(特に広範囲に長時間続く大雨に注意)

【南区の市指定避難所】
保存版14ページ閲覧
この冊子で行う3つのこと
1. 避難場所や避難器を学ぶ
EX: 避難場所や避難器の正しい知識を学ぶ。
2. 防災マップを目立つところにはる
EX: 防災マップを購入して、自分の住む場所に貼り付ける。
3. 自分だけの「防災カード」を作る
EX: 防災カードを作成して、家族の連絡先などを記入する。

平成25年4月に全戸配布した「区版避難行動計画（保存版）」は、浜松市のホームページにて閲覧することができます。また、災害の基礎知識など、より詳しい情報をおえた「区版避難行動計画（詳細版）」についても掲載しています。

浜松市 区版避難行動計画 検索

発行／平成25年11月

浜松市南区振興課 〒430-0898 浜松市南区江之島町600番の1 ☎053-425-1120
浜松市危機管理課 〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2 ☎053-457-2537

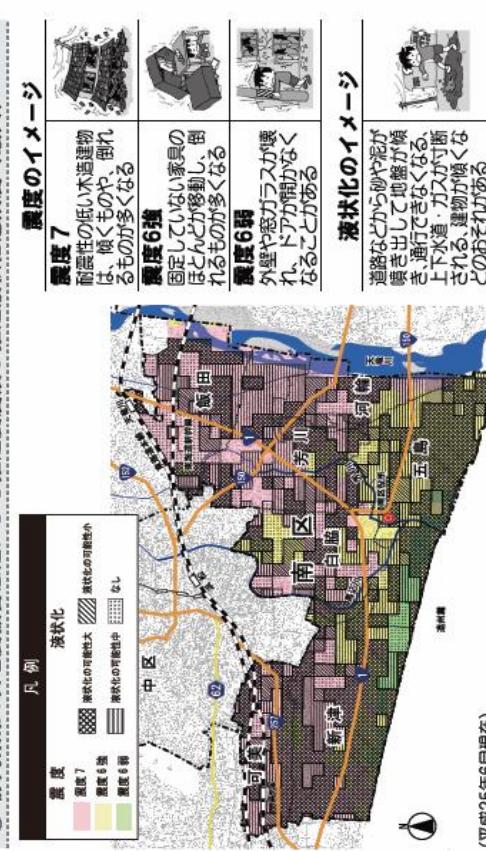
浜松市



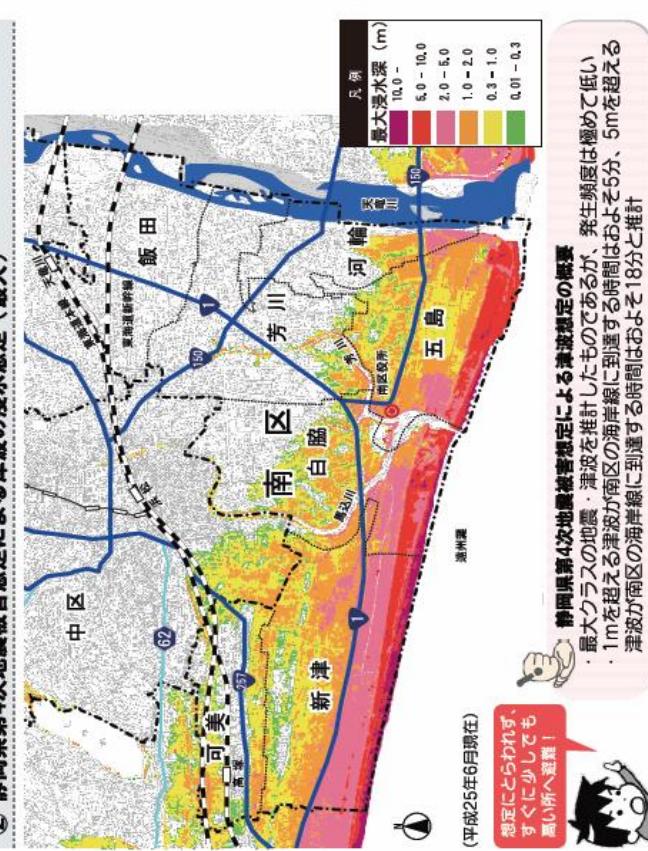
住んでいる場所の危険性を知る

住んでいる場所の危険性を知る

① 静岡県第4次地盤被害想定による浸水想定度及び推定浸水深度（最大）



② 静岡県第4次地震被害想定による津波の浸水想定（最大）



① 馬込川、芳川、安間川のほんま湯による浸水想定（特に集中豪雨には注意）

馬込川、芳川、安間川治いの地域では特に注意してください。

近年は集中豪雨が頻発しており、これら中小河川のほんま湯の危険性が高まっています。



② 天竜川のほんま湯による浸水想定（特に広範囲に長時間続く大雨に注意）

注意：この図は馬込川などが大雨によって増水し、はんま湯した場合に想定される浸水範囲と深さを表しています。色がついていない場所でも雨の盛り方によっては、浸水する可能性があるため注意が必要です。



注意：この図は天竜川の流域全体におおむね150年に1度程度の大雨が降って、川が増水し堤防が決壊した場合に想定される浸水の範囲と深さを示しています。色がついていない場所でも雨の盛り方によっては、浸水する可能性があるため注意が必要です。

出典：浜松市洪水ハザードマップ（平成19年）

出典：天竜川水系天竜川（下流）浸水想定区域（国土交通省 浜松河川国道事務所 平成24年12月）

参考3 地震・火災に係る災害状況報告

(第 報)

施設名 浜松職業能力開発短期大学校

以下のとおり報告します。

1. 報告日時 令和 年 月 日() 午前・午後 時
2. 報告者氏名 _____
3. 被害有・無

内訳

項目	被害の有無	被害状況等
人的被害	有・無・確認中	死亡名 行方不明名 負傷名 その他名 計名
施設被害	有・無・確認中	(被害状況)
設備被害	有・無・確認中	(被害状況)
システム	有・無・確認中	(被害状況)
電気	有・無・確認中	全部停電・一部停電(場所:) 復旧見込み 有・無・不明 その他()
水道	有・無・確認中	断水・破損(場所:) 復旧見込み 有・無・不明 その他()
電話	有・無・確認中	不通・破損 復旧見込み 有・無・不明 その他()
ガス	有・無・確認中	遮断・破損(場所:) 復旧見込み 有・無・不明 その他()
その他	有・無・確認中	(被害状況)

その他特記事項

--	--	--

本部総務部	TEL 043-213-6000	FAX 043-213-6808
企画部	TEL 043-213-6545	FAX 043-213-6559